

泉州観光プロモーション推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、泉州観光プロモーション推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 泉州地域（堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の地域をいう。以下同じ。）と関西エアポート株式会社が一体となり、その地域資源や特性を生かした関空イン・関空アウトのインバウンドによる観光振興及び泉州地域のプロモーションを推進し、関西国際空港や泉州地域の活性化、国内外における泉州ブランドの確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関空イン・関空アウトのインバウンドによる泉州地域の観光振興に係る企画の立案及び連絡調整に関する事業
- (2) 泉州地域のプロモーションに関する事業
- (3) 泉州地域の魅力に係る情報発信に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事業

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって構成する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、関係市町の長をもって充てる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、委員の互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計事務を監査する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会

長がその議長となる。

- 2 会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第11条 会長は、会議を招集する時間的余裕がない場合又は議案が軽易である場合は、会議に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(代理出席)

第12条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、会長が特に認める場合に限り、代理人を当該会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第14条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会員で構成し、部会員は、関係市町の企画部門及び観光部門の職員のうちから当該市町の長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 第9条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- 5 部会長は、部会における審議事項の状況及びその結果を会長に報告するものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、会長である関係市町の事務所内に置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長である関係市町の企画部門又は観光部門の職員のうちから当該市町の長が指名する者をもって充てる。

(会計)

第16条 協議会の経費は、公益信託泉州地域振興基金助成金及び関西国際空港利用促進・PR事業支出金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第17条 協議会の事業報告及び収支決算は、事業終了後すみやかに会長が作成し、関係市町へ報告しなければならない。

- 2 前項に規定する収支決算の報告に当たっては、監事の意見書を添付するものとする。

(解散)

第18条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の3分の2以

上の議決により解散する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項の規定にかかわらず、平成24年9月1日に就任した会長、副会長の任期は、同日から平成27年3月31日までの間とする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

堺市

岸和田市

泉大津市

貝塚市

泉佐野市

和泉市

高石市

泉南市

阪南市

忠岡町

熊取町

田尻町

岬町